

## 「ピレトリン」及び「フルジオキソニル」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び第2項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

1. ピレトリン（農薬）
2. フルジオキソニル（農薬）

## ピレトリン

### 1. 今回の諮詢の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ピレトリン(Pyrethrins)																			
構造式	<p style="text-align: right;">R1            R2</p> <table> <tr><td>ピレトリン I</td><td>-CH<sub>3</sub></td><td>-CH=CH<sub>2</sub></td></tr> <tr><td>シネリン I</td><td>-CH<sub>3</sub></td><td>-CH<sub>3</sub></td></tr> <tr><td>ジャスモリン I</td><td>-CH<sub>3</sub></td><td>-CH<sub>2</sub>CH<sub>3</sub></td></tr> <tr><td>ピレトリン II</td><td>-COOCH<sub>3</sub></td><td>-CH=CH<sub>2</sub></td></tr> <tr><td>シネリン II</td><td>-COOCH<sub>3</sub></td><td>-CH<sub>3</sub></td></tr> <tr><td>ジャスモリン II</td><td>-COOCH<sub>3</sub></td><td>-CH<sub>2</sub>CH<sub>3</sub></td></tr> </table>		ピレトリン I	-CH <sub>3</sub>	-CH=CH <sub>2</sub>	シネリン I	-CH <sub>3</sub>	-CH <sub>3</sub>	ジャスモリン I	-CH <sub>3</sub>	-CH <sub>2</sub> CH <sub>3</sub>	ピレトリン II	-COOCH <sub>3</sub>	-CH=CH <sub>2</sub>	シネリン II	-COOCH <sub>3</sub>	-CH <sub>3</sub>	ジャスモリン II	-COOCH <sub>3</sub>	-CH <sub>2</sub> CH <sub>3</sub>
ピレトリン I	-CH <sub>3</sub>	-CH=CH <sub>2</sub>																		
シネリン I	-CH <sub>3</sub>	-CH <sub>3</sub>																		
ジャスモリン I	-CH <sub>3</sub>	-CH <sub>2</sub> CH <sub>3</sub>																		
ピレトリン II	-COOCH <sub>3</sub>	-CH=CH <sub>2</sub>																		
シネリン II	-COOCH <sub>3</sub>	-CH <sub>3</sub>																		
ジャスモリン II	-COOCH <sub>3</sub>	-CH <sub>2</sub> CH <sub>3</sub>																		
用途	殺虫剤																			
作用機構	<p>ピレスロイド系の殺虫剤である。</p> <p>神經軸索のNaチャンネルに選択的に結合する事により神經伝達物質の調節をかく乱し、殺虫効果を示すものと考えられている。</p>																			
日本における登録状況	<p>登録がなされている。</p> <p>適用作物: キャベツ、茶等</p> <p>使用方法: 散布</p>																			
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.04 mg/kg 体重/day ARfD = 0.2 mg/kg 体重																		
	国際基準	かんきつ類、唐辛子(乾燥)、トマト等																		
	諸外国	米国基準:りんご、ぶどう、トマト等 カナダ基準:りんご、トマト、ブルーベリー等 EU基準:りんご、トマト、きゅうり等 豪州基準:果実類、野菜類等 ニュージーランド基準:果実類、野菜類																		
食品安全委員会での評価等	初回																			

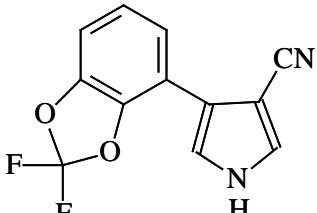
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## フルジオキソニル

### 1. 今回の諮詢の経緯

- 平成 28 年 7 月 1 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	フルジオキソニル(Fludioxonil)			
構造式				
用途	殺菌剤			
作用機構	<p>フェニルピロール系の非浸透移行性殺菌剤である。 糸状菌の原形質膜に作用することにより、物質の透過性に影響を及ぼし、アミノ酸やグルコースの細胞内取込みを阻害することで、抗菌作用を示すと考えられている。</p>			
日本における登録状況	<p>農薬登録がなされている。 適用作物: 稲、トマト、キャベツ等 今回、わけぎ、ブロッコリー等への適用拡大申請</p>			
使用方法: 敷布等				
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.4 mg/kg 体重/day ARfD = 設定の必要なし		
	国際基準	豆類、レタス等		
	諸外国	米国基準: 豆類、かんきつ類、綿実等 カナダ基準: かぶ、大豆、そらまめ等 EU 基準: ぶどう、いちご、トマト等 豪州基準: キウイ、もも、ばれいしょ等 ニュージーランド基準: ぶどう、いちご等		
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成 19 年 6 月 25 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 及び平成 20 年 11 月 20 日 平成 21 年 7 月 16 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成 22 年 11 月 10 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 及び平成 23 年 4 月 21 日 平成 23 年 6 月 30 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】平成 25 年 8 月 19 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 25 年 11 月 11 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【4】平成 28 年 1 月 4 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 28 年 5 月 17 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>ADI = 0.33 mg/kg 体重/day</td> </tr> <tr> <td>ARfD = 2.5 mg/kg 体重</td> </tr> </table>		ADI = 0.33 mg/kg 体重/day	ARfD = 2.5 mg/kg 体重
ADI = 0.33 mg/kg 体重/day				
ARfD = 2.5 mg/kg 体重				

(別添2)

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【フルジオキソニル】

- ・作物残留試験